

長崎県看護職員等処遇改善事業補助金実施要綱

(趣 旨)

第1条 県は、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に令和4年2月から収入を引き上げることを目的として、予算の定めるところにより、看護職員の処遇改善を実施する医療機関に対し、長崎県看護職員等処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第460号の9）及びこの要綱の定めるところによる。

(本事業の対象となる医療機関)

第2条 補助金の交付の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、以下のいずれかの要件を満たす医療機関とする。

- (1) 令和4年2月1日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間における救急搬送件数が200件以上であること。
- (2) 令和4年2月1日時点において、三次救急を担う医療機関（救命救急センター）であること。

(本事業による処遇改善の対象者)

第3条 本事業による処遇改善の対象者は、対象医療機関で勤務する看護職員（非常勤職員含む。）とする。

ただし、対象医療機関の実情に応じて、対象医療機関で勤務する看護補助者、理学療法士、作業療法士その他別表第1に定めるコメディカルである職員（非常勤職員含む。）についても、本事業による処遇改善の対象者に加えることができるものとする。

(補助対象経費及び補助基準額)

第4条 補助対象経費は、令和4年2月から9月までの間（以下「賃金改善実施期間」という。）、対象医療機関において処遇改善の対象とされた第3条に定める職員（以下「対象看護職員等」という。）に対して賃金改善を行う対象医療機関に対して、当該賃金改

善を行うために必要な費用とする。

2 補助基準額は、別表第2に掲げる額とする。

(補助額の算定方法)

第5条 補助額の算定は次のとおりとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を交付額とする。
- (3) 当該年度4月1日以降に生じた対象経費は、交付決定前であっても補助対象経費とする。

(賃金改善等の条件)

第6条 補助金の交付を受ける者は、次の各号に定める賃金改善等の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 令和4年2月及び3月分(令和3年度中)から実際に賃金改善を行っているとともに、賃金改善を開始した月に、県に対して賃金改善開始の報告をしていること。ただし、令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、同年3月に一時金等により支給することを可能とする。

なお、賃金改善とは、本事業の実施により、対象看護職員等について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、賃金改善実施期間前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

- (2) 賃金改善の具体的内容を対象看護職員等に周知すること。
- (3) 本事業による補助額は、対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。なお、法定福利費等の事業主負担分については、「前事業年度(令和4年4月が属する事業年度の前の事業年度をいう。以下同じ。)における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前事業年度における賃金の総額」×「賃金改善額」の算式により算定した金額を標準とする。
- (4) 令和4年4月分以降の賃金改善は、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、本事業による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。なお、賃金規程の改定に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2月及び3月分は一時金等による支給を可能とする。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものは除く。)の水準を低下させないこと。
- (6) 人事院勧告を踏まえて賃金を決定する対象医療機関においては、人事院勧告を踏ま

えた期末手当（賞与）等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定すること。

（交付の決定の除外）

第7条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（3）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付申請は、補助金の交付を受けようとする者が、様式第1号による申請書に様式第2号を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

（変更申請）

第9条 規則第11条第2項による補助金の交付決定の内容を変更して交付申請を行う場合には、様式第3号による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第10条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

（1）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（2）補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（3）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（4）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類（給与明細、勤務記録等及び実績報告の根拠となる資料を含む。）を、補助額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（5）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助

金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第460号の9）及びこの要綱の適用を受けるものであること。

（軽微な変更）

第11条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 県の補助額に変更を生じさせない範囲内における補助対象経費の変更。
- (2) 事業目的に影響を及ぼさない範囲内における事業計画の変更。

（概算払）

第12条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払いをすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第5号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第6号による報告書に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告により、対象医療機関において賃金改善の内容が第6条の要件を満たさないことが確認された場合は、特段の理由がある場合を除き、補助額の全額又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年度予算から適用する。

別表第1（第3条関係）

看護補助者、理学療法士及び作業療法士以外の本事業による処遇改善の対象とすることができるコメディカル

- ア 視能訓練士
- イ 言語聴覚士
- ウ 義肢装具士
- エ 歯科衛生士
- オ 歯科技工士
- カ 診療放射線技師
- キ 臨床検査技師
- ク 臨床工学技士
- ケ 管理栄養士
- コ 栄養士
- サ 精神保健福祉士
- シ 社会福祉士
- ス 介護福祉士
- セ 保育士
- ソ 救急救命士
- タ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
- チ 柔道整復師
- ツ 公認心理師
- テ その他医療サービスを患者に直接提供している職種。
ただし、医師、歯科医師、薬剤師は除く。

別表第2（第4条関係）

補助基準額

補助基準額はアの額とする。ただし、賃金改善実施期間の終了後、イの額がアの額を下回る場合には、イの額を補助基準額とする。

ア 賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値（見込み）×8（賃金改善実施期間の月数）×4,660円（4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額）

イ 次の（ア）又は（イ）の額のうち、いずれか低い方の額

（ア） 賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の総数（実績値）×4,660円（4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額）

（イ） 賃金改善実施期間において、実際に対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費

（注意）

1 常勤の看護職員の常勤換算数は1とする。常勤でない看護職員の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。

<算式>

「当該常勤でない看護職員が職務に従事する1週間の勤務時間（残業は除く。）」÷「当該医療機関で定めている常勤職員の1週間の勤務時間」

2 アの「賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値（見込み）」については、令和4年2月及び3月については、各月初日時点の看護職員の常勤換算数の実績値を用い、同年4月から9月までの期間については、当該期間の各月初日時点における看護職員の常勤換算数の平均値の推計値を用いて算定を行うこと。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

3 第3条のただし書に基づき、看護職員以外の職種を賃金改善の対象とする場合であっても、補助基準額は、上記の計算式によって算定すること。

様式第1号

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度長崎県看護職員等処遇改善事業補助金交付申請書

令和 年度において長崎県看護職員等処遇改善事業について、長崎県看護職員等処遇改善事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 経費所要額調書
- 2 看護職員等処遇改善事業賃金改善計画書
- 3 歳出歳入予算書抄本
- 4 誓約書（様式第2号）

発行責任者及び担当者

発行責任者 （役職）●●（氏名）●● ●●（電話番号）

発行担当者 （役職）▲▲（氏名）▲▲ ▲▲（電話番号）

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

誓 約 書

私は 年度長崎県看護職員等処遇改善事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

誓約の場合、□にチェックを入れてください。

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 （役職） ●● （氏名） ●● ●● （電話番号）

発行担当者 （役職） ▲▲ （氏名） ▲▲ ▲▲ （電話番号）

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度長崎県看護職員等処遇改善事業補助金
変更交付申請書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助金について、下記のとおり補助の変更交付（追加・減額）、一部取消を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金（変更交付(追加)(減額)・一部取消）申請額 金 円
- 2 変更を受けようとする理由
- 3 経費所要額調書
- 4 変更後の看護職員等処遇改善事業賃金改善計画書
今回変更申請金額：金 円
当初交付決定金額：金 円
差引(追加・減額)申請額：金 円
- 5 その他参考となる書類

発行責任者及び担当者			
発行責任者	(役職)	●● (氏名)	●● ●● (電話番号)
発行担当者	(役職)	▲▲ (氏名)	▲▲ ▲▲ (電話番号)

様式第4号

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号により交付決定があった長崎県看護職員等処遇改善事業について、交付決定通知により交付された条件に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

発行責任者及び担当者			
発行責任者	（役職）	●●	（氏名） ●● ●● （電話番号）
発行担当者	（役職）	▲▲	（氏名） ▲▲ ▲▲ （電話番号）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度長崎県看護職員等処遇改善事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました
補助事業について、長崎県看護職員等処遇改善事業補助金実施要綱第 12 条第 2 項の規定
により下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
残額	円

概算払を必要とする理由

()

振込指定口座		銀行		支店
種別	普通・当座	口座番号		
(フリガナ)				
口座名義				

発行責任者及び担当者				
発行責任者	(役職)	●●	(氏名)	●● ●● (電話番号)
発行担当者	(役職)	▲▲	(氏名)	▲▲ ▲▲ (電話番号)

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度長崎県看護職員等処遇改善事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があった長崎県看護職員等処遇改善事業について、長崎県補助金交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 実績額 | 円 |
| 3 添付書類 | |
| (1) 経費所要額精算書 | |
| (2) 看護職員等処遇改善事業賃金改善実績報告書 | |
| (3) 歳出歳入決算書抄本 | |
| (4) その他参考となる書類 | |

発行責任者及び担当者

発行責任者 (役職) ●● (氏名) ●● ●● (電話番号)

発行担当者 (役職) ▲▲ (氏名) ▲▲ ▲▲ (電話番号)